

# 恩納村真栄田岬周辺活性化施設指定管理者募集要項

恩納村真栄田岬周辺活性化施設は、真栄田岬を「余暇・交流ゾーン」の観光拠点と位置付け、一般観光客やダイバーの利便性の向上に資するとともに、観光客の更なる集客を促し、周辺地域の活性化を図り、観光産業の振興、発展に寄与するため設置した施設です。

当該施設は、平成19年度から指定管理者を導入し管理運営を行ってありますが、令和4年3月31日で指定期間が終了しますので、新たに令和4年度以降の指定管理者を募集します。

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称

恩納村真栄田岬周辺活性化施設

### (2) 所在

恩納村字真栄田469番地1

### (3) 施設の構成

- ① 多目的ホール
- ② 販売軽食コーナー
- ③ 管理室
- ④ 休憩室
- ⑤ ボンベ室
- ⑥ 階段（海域エントリ―通路）
- ⑦ 駐車場施設（一般駐車場、大型バス駐車場、身体障害者用駐車場）
- ⑧ 屋外シャワー施設
- ⑨ 屋外トイレ施設
- ⑩ 緑地公園（芝広場）

## 2. 指定の予定期間（議決事項）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## 3. 管理運営業務等

指定管理者は管理運営をするにあたっては、「恩納村真栄田岬周辺活性化施設の設置及び管理に関する条例」及び「真栄田岬周辺活性化施設の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下「条例」、「規則」という）を遵守し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう管理運営を行うものとする。

(1) 主な業務内容

- ① 利用の禁止、制限及び秩序維持
- ② 制限行為の許可及び利用許可
- ③ 利用料金の収受
- ④ 施設の維持管理・修繕
- ⑤ 運営上必要なスタッフの配置
- ⑥ 施設にかかる情報提供
- ⑦ 苦情・陳情・要請等の対応
- ⑧ 事故処理、緊急時・災害時の対応
- ⑨ 体験学習等の自主事業の実施運営
- ⑩ 地元資源の効果的活用及び連携
- ⑪ 真栄田岬のオーバーツーリズム及びグリーンフィンズに対する取り組み及び実施に関する業務
- ⑫ その他村長が必要と認める業務

(2) 施設の利用期間及び利用時間

条例第 6 条別表第 1 の規定による。(または業務仕様書参照)

4. 管理運営に係る経費

真栄田岬周辺活性化施設の管理運営にかかる全ての費用は、利用料金及びその他の収入(自主事業)をもって充てるものとする。

(1) 利用料金の収入

条例第 11 条の規定に基づき、指定管理者は施設の利用料金を恩納村に納入することなく直接収受(指定管理者の収入)できる。利用料金は条例中別表第 2 による利用料金とする。

(2) 自主事業の収入

指定管理者は事業計画に基づき自己の責任と費用負担により自主事業を行い収入を得ることができる。ただし実施にあたっては、指定管理者に求められる公共性を十分に理解したうえで計画するものとする。また計画内容および料金等について村長の承認を必要とする。

(3) 修繕費について

指定期間中の施設の大規模修繕については甲が負担するが、小規模修繕については乙の負担とする。(小規模修繕の金額基準については 20 万円以下/箇所を目安とし、別途協定書で定めるものとする)

(4) 余剰金について

指定管理に係る経費は年度毎に精算する。また前期の収支により余剰金が生じたときは、純利益の 10%に相当する額を村に還元すること。(※還

元方法については協議による)

## 5. 応募資格

- (1) 恩納村内に本社を有するもので、法人又はその他の団体（以下、「法人等」という）とする。ただし個人は不可とする。
- (2) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等の手続き中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 村税の滞納がないこと。
- (6) 共同企業体による応募について

複数の法人若しくは団体が共同企業体により応募する場合は、あらかじめ構成する法人若しくは団体間で協定書を締結し、代表者または代表となる団体を決定すること。（応募に関する責任、指定管理業務に関して生じた責任は構成員が連帯責任を負うことになる）。共同企業体を組織する全ての法人若しくは団体は、上記（1）から（5）の資格を満たすこと。また共同企業体の構成員となる法人若しくは団体が単独で応募するなど、複数の応募は不可とする。

## 6. 募集要項の配布

恩納村の公式ホームページにて掲載「真栄田岬周辺活性化施設指定管理者について」（<https://www.vill.onna.okinawa.jp/organize/section/1484816767/1628063360/>）からダウンロードしてください。

※募集要項がダウンロードできない場合は下記のとおり配布する。

- (1) 配布期間 令和3年8月12日～同年9月30日まで（土、日、祝日除く）
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）
- (3) 配布場所 恩納村役場（2階）商工観光課

## 7. 説明会の開催

応募方法、提出書類等について説明会を開催する。参加者は「説明会参加申込書」（様式第8号）を記入し、FAXまたはE-mailのいずれかで令和3年8月24日（火）午後5時までに提出すること。

- (1) 日 時：令和3年8月26日（木） 午後4時～午後5時
- (2) 場 所：恩納村役場2階会議室 第②,③会議室
- (3) 連絡先：商工観光課 観光係（砂辺・登川）

TEL 098-966-1280 FAX 098-966-1045

E-mail [naoto@vill.onna.lg.jp](mailto:naoto@vill.onna.lg.jp)

#### 8. 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を質問書（様式第9号）により以下のとおり受け付ける。質問に対する回答は応募者全員へ行うものとする。

- (1) 受付期間 令和3年8月26日（月）～同年9月17日（金）まで
- (2) 受付方法 質問の趣旨を簡潔にまとめ FAX または E-mail で提出する。  
※電話や口頭による質問の回答は行わない。
- (3) 送付先 恩納村役場 商工観光課 観光係（砂辺・登川）

FAX 098-966-1045 E-mail [naoto@vill.onna.lg.jp](mailto:naoto@vill.onna.lg.jp)

#### 9. 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
  - ② 誓約書（様式第3号）
  - ③ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
  - ④ 役員の名簿及び履歴書
  - ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（様式第4号）
  - ⑥ 令和2年度における財産目録及び収支決算書（ただし令和3年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録のみとする）
  - ⑦ 現に行っている業務の実績を記載した書類（様式第5号）
  - ⑧ 指定申請の日の属する事業年度（令和3年度）における事業計画書及び収支予算書
  - ⑨ 指定管理期間の属する年度の真栄田岬周辺活性化施設の事業計画書（様式第6号）および指定予定期間における収支予算書（様式第7号）
  - ⑩ 納税証明書
    - ア 法人の場合は直近3カ年の納税証明書（設立1年未満の場合は代表者の直近3カ年の納税証明書）
    - イ 団体の場合は代表者の直近3カ年の納税証明書
- ※申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。

#### 10. 提出方法及び募集期間

提出書類は、①から⑩まで（インデックス貼り）、一冊にまとめて役場に提出（持参）すること。

提出部数は原本1部、副本7部とする。

- (1) 受付期間 令和3年8月26日(木)～同年10月1日(金)まで
- (2) 受付場所 恩納村役場(2F) 商工観光課(担当: 砂辺・登川)
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)

#### 1.1. 指定管理者の選定方法

##### (1) 資格審査

指定申請書等の提出後、応募資格要件を満たしているかどうか事務局(商工観光課)にて書類審査を行う。

##### (2) 審査委員会

指定管理者の選考を公平かつ適正に行うため、指定管理者審査委員会を開催し、書類審査とヒヤリングまたはプレゼンテーション(1団体あたり15分程度)による審査を行う。

審査委員会は令和3年10月上旬頃に予定。(日時・場所については後日応募者に連絡します。)

##### (3) 審査基準

審査委員会において各委員の総合評価の方法により選定を行う。評価のポイントについては、事業計画の質と遂行能力、施設の適正利用と維持管理、地域貢献と地域活性化等を総合的に判断し審査を行います。

※具体的な審査内容は以下のとおりとする。

##### ① 施設の目的の理解度、管理運営に対する意欲

(応募者が施設の目的を的確に把握し、管理者として意欲を持って運営を行うことができるか等を評価する。)

##### ② 施設の適正な利用

(駐車場等、各施設が適正に利用されるための管理体制と実効性について。また荒天時等、海域の利用に対する制限・周知方法等について。また利用者が満足するサービスが提供できるか等を評価する。)

##### ③ 施設維持管理

(施設維持管理が的確になされているか、防犯、防災対策や緊急時の対応が的確になされているか等が評価対象になる。)

##### ④ コスト縮減効果

(事業収入の増収を図る事業計画が策定されているか、経費節減の考え方が適切にされているか等が評価項目となる。)

##### ⑤ 運営の安定性

(運営をしていくための的確な職員配置がなされているか、運営に必要な専門能力の有無、管理運営の遂行能力を満たしているか等が評価の対象となる。)

##### ⑥ 地域、住民に対する貢献

(地域住民の雇用や地域住民と調和の取れた運営が可能か、また周辺地域活性化の方策が図られるか等、評価の対象となる。)

⑦ 「真栄田岬の新たなルールづくり(仮称)」を協働で実践できるか。

⑧ 事業の収支計画の妥当性

収支計画は適切で、且つ事業計画との整合が図られているか。

#### (4) その他

##### ア 面接審査

法人その他の団体の代表者又は代理人など3名までの出席をお願いします。

##### イ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知する。なお、指定管理者候補者が議会で議決され、指定管理者として指定を受けた時点において告示し公表する。

##### ウ 協定書の締結

指定管理者候補者と細目協議後、仮協定書を締結する。  
議会の議決後に指定管理者として指定し協定書を締結する。

#### 1 2. 委託の禁止

指定管理者は、指定管理の業務を第三者に委託してはならない。但し、設備管理、定期清掃及び小規模修繕の業務に関することはこの限りではない。

#### 1 3. 指定解除

指定管理者が村の指示に従わないとき、その他管理継続することが適当でないときは、指定の取り消しを行うことができる。

#### 1 4. 失格事項

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この要項の内容を遵守しない場合
- (3) その他不正行為があった場合

#### 1 5. 応募の辞退

受付後に辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を提出すること。

#### 1 6. 募集及び選定等スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下のとおり予定する。

- (1) 募集要項等の配布 令和3年8月12日(木)～同年9月30日(木)
- (2) 説明会の開催 令和3年8月26日(木)午後4時～午後5時
- (3) 質問の受付 令和3年8月26日(木)～同年9月17日(金)
- (4) 受付期間 令和3年8月26日(木)～同年10月1日(金)
- (5) 審査委員会 令和3年10月中旬頃に予定
- (6) 議会の議決 令和3年12月定例議会
- (7) 協定の締結 令和4年3月31日までに締結する。

#### 17. 問い合わせ先

恩納村役場 商工観光課 担当：砂辺 登川

TEL 098-966-1280 FAX 098-966-1045

E-mail [naoto@vill.onna.lg.jp](mailto:naoto@vill.onna.lg.jp)